

Polarion ソフトウェア 補足条項

本 Polarion ソフトウェア補足条項(以下「**Polarion 条項**」という。)は、POLAR としてオーダーに特定された製品(以下「**Polarion ソフトウェア**」という。)のみに関するお客様と SISW の間のエンドユーザーライセンス契約(以下「**EULA**」という。)を修正するものです。本 Polarion 条項は、EULA 及びその他の適用される補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「**本契約**」という。)を形成します。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本 Polarion 条項に適用されます。
 - (a) 「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者として、お客様の社内業務を支援するために Polarion ソフトウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。
 - (b) 「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員、お客様の関連会社の従業員、又は権限を有する代理人のことを意味します。
 - (c) 「**お客様の関連会社**」とは、お客様の会社を支配するか、お客様の会社に支配されるか、又はお客様の会社と共通の会社に支配される法人を意味します。この定義において「**支配**」とは、関連会社の議決権のある株式の50%超を直接又は間接的に所有することを意味します。
 - (d) 「**Site**」とは、正規ユーザーによる Polarion ソフトウェアの使用が許可されている、お客様の単一の物理的な場所を意味します。
 - (e) 「**対象地域**」とは、お客様が Polarion ソフトウェアをインストール及び使用するライセンスが付与されている、オーダーに指定された Site(s)又は地域を意味します。オーダー又は本契約の他の箇所で指定されていない場合、対象地域は、お客様が主たる事業所を有する国とします。
2. **ライセンスタイプ** 以下のライセンスタイプは、個々の Polarion ソフトウェア製品に関して提供されます。オーダーに記載された、一定の製品に関する追加ライセンスタイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、正規ユーザーのみが使用することができます。異なる対象地域の仕様により使用許諾されている SISW ソフトウェアについては、個別のインストールを維持する必要があります。
 - 2.1 「**Backup**」ライセンスとは、お客様のバックアップ又はフェイルセーフ用のインストールの冗長性をサポートする目的のみ付与されるライセンスを意味します。
 - 2.2 「**Floating**」又は「**Concurrent User**」ライセンスとは、Polarion ソフトウェアをオーダーに指定するサイトの1台のサーバーにインストールでき、Polarion ソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダーに記載された正規ユーザーの最大数に制限されることを意味します。オーダーに別段の指定がない限り、これは単一の正規ユーザーのみが使用することができます。
 - 2.3 「**Named User**」ライセンスとは、Polarion ソフトウェアをオーダーに指定するサイトの1台のサーバーにインストールでき、Polarion ソフトウェアへのアクセスがスタンドアロンサーバーインスタンスごとの、又はクラスター及びマルチインスタンスの導入の場合は単一の指定コーディネーターサーバーインスタンスごとの指名正規ユーザー、及び制御下にある Polarion サーバーとクラスターに制限されることを意味します。お客様は暦月あたり1回 Named User ライセンスを再割り当てすることができます。オーダーに別段の指定がない限り、これは単一の正規ユーザーのみが使用することができます。
 - 2.4 「**Per Server**」ライセンスとは、Polarion ソフトウェアの使用が、単一のスタンドアロンサーバーインスタンス、又はクラスター及びマルチインスタンスの導入の場合は単一の指定コーディネーターサーバーインスタンス、及び制御下にある Polarion サーバーとクラスターに制限されることを意味します。
 - 2.5 「**Perpetual**」又は「**Extended**」ライセンスとは、無期限に延長される Polarion ソフトウェアライセンスを意味します。Perpetual ライセンスには、**保守サービス**が含まれません。
 - 2.6 「**Rental**」ライセンスとは、オーダーに特定する1年未満の期間限定ライセンスを意味します。Rental ライセンスのための保守サービスは、Rental ライセンス料金に含まれます。
 - 2.7 「**Subscription**」ライセンスとは、オーダーに特定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、Subscription ライセンス料金に含まれます。Subscription 期間が複数年に及ぶ場合、SISW は、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。
 - 2.8 「**Test/QA**」ライセンスとは、継続的なインストールのカスタマイズ、サポート及びテストのサポートに対してのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。

3. **全世界で使用する権利** Polarion ソフトウェアは対象地域内に位置するサーバーのみにインストールされます。但し、Polarion ソフトウェアのすべてのライセンスの正規ユーザーは、Polarion ソフトウェアに全世界からアクセスして使用することができます。

4. **API の使用許諾範囲** お客様は、お客様の社内業務目的に限り使用許諾された Polarion ソフトウェアの一部として、ソフトウェア開発キット又はドキュメンテーションで公開され、特定されるアプリケーション・プログラミング・インターフェース(以下総称して「API」という。)を使用することができます。お客様は、本 Polarion ソフトウェアと併用する目的に限り、API を使用してソフトウェアを開発することができます。お客様は、本 Polarion ソフトウェアを不正使用するために API を使用することはできません。またお客様は、本 Polarion ソフトウェアをその他の方法で修正、改変又は結合することはできません。SISW は、お客様が API を使用して開発したソフトウェアについて一切責任を負いません。お客様はいかなる状況においても、非公開の API を使用することは禁じられています。